

産地第88号  
令和7年11月20日

クレンツ不動産開発株式会社  
代表取締役 高尾 善雄 様

京都市長 松井孝治

### 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和7年3月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ太秦店  
京都市右京区太秦安井池田町18-4 他13筆

##### 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

##### 3 付帯意見

隔地駐車場の廃止に伴い、今後、駐車場が満車になるなどの状況が生じた場合は、前面道路に滞留が生じないよう、速やかな対応を講じることが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の第一種住居地域、第二種住居地域に立地している。

周辺の状況は、北側は新二条通を挟んで隔地駐車場、東側は住居、西側は河川（宇多川、御室川）及び国道162号（天神川通）を挟んで店舗及び住居等、南側は住居が立地している。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づく説明会においては、公告・縦覧期間において、店舗ホームページ及び店舗現地の掲示に代えて実施し、近隣住民や店舗利用者から計画に関する質問及び意見はなかった。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更は、店舗北側の隔地駐車場の一部廃止に伴う駐車場の収容台数、駐車場の自動車の出入口の位置の変更に併せて、利用実績に基づき、全体の収容台数を減少させるものである。

駐車場の出入口の位置の変更については、変更後の出口と敷地内駐車場の出入口とで一定の離隔があることや、既に誘導員の配置があり付近の安全性を確認できる計画とされている。また、駐車場の収容台数の変更（減少）については、利用実績によれば、減少後の収容台数でもピーク時の利用客の在庫台数を満たす台数を確保していることなどから、周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

#### (1) 隔地駐車場について

隔地駐車場の一部廃止に伴い、今後、駐車場が満車になるなどの状況が生じた場合は、前面道路に滞留が生じないよう、速やかな対応を講じることが望まれる。

また、隔地駐車場北西の袋小路部分について、平常時の利用は少ないと考えるが、繁忙時には、袋小路部分を従業員専用にするなど運用面を工夫し、来客車両の滞留がないよう安全性を確保していただきたい。

#### (2) 敷地内駐車場について

敷地内駐車場の駐車マスにおいて、駐車マス以外の別用途で利用される場合は、安全配慮や車の移動の阻害要因にならないようご注意いただきたい。また、今後の運用状況を踏まえ、柵等の遮蔽物の設置等適切な対応をお願いしたい。